期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和５年２月３日

新潟県人事委員会

委員長　　氏　家　　信　彦

新潟県人事委員会規則第６－1896号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（規則第６－224号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
第３条　一般職員給与条例第25条第１項後段及び市町村立学校職員給与条例第26条第１項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。 (1)　（略） (2)　その退職の後基準日までの間において次に掲げる者（非常勤である者にあつては、法第22条の４第１項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び育児休業法第18条第１項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第５条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）に限る。）となつたもの ア　一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員 イ～エ　（略） (3)　その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者にあつては、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員その他委員会の定める者に限る。）となつたもの ア～ウ　（略）	**第３条**　一般職員給与条例第25条第１項後段及び市町村立学校職員給与条例第26条第１項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。 (1)　（略） (2)　その退職の後基準日までの間において次に掲げる者（非常勤である者にあつては、法第28条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）に限る。）となつたもの ア　一般職員給与条例及び市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員 イ～エ　（略） (3)　その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者にあつては、短時間勤務職員その他委員会の定める者に限る。）となつたもの ア～ウ　（略）
第５条　基準日前１箇月以内において一般職員給与条例若しくは市町村立学校職員給与条例の適用を受ける常勤の職員、定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員としての退職が２回以上ある者について前２条の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもつて、当該退職とする。	**第５条**　基準日前１箇月以内において一般職員給与条例及び市町村立学校職員給与条例の適用を受ける常勤の職員又は短時間勤務職員としての退職が２回以上ある者について前２条の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもつて、当該退職とする。
（期末手当に係る在職期間） **第６条**　（略） ２　前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。 (1)～(5)　（略） (6)　法第26条の３第１項の規定による高齢者部	（期末手当に係る在職期間） **第６条**　（略） ２　前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。 (1)～(5)　（略）

分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間については、その２分の１の期間	
(7)　（略）	(6)　（略）
(8)　（略）	(7)　（略）
３　前項第３号に掲げる職員で勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者、公務傷病等による休職者（一般職員給与条例第38条第１項又は市町村立学校職員給与条例第40条第１項の規定の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）並びに私傷病等による休職者（一般職員給与条例第38条第２項若しくは第３項又は市町村立学校職員給与条例第40条第２項若しくは第３項の規定の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）であつた期間については、前項の規定にかかわらず、除算は行なわない。	３　前項第３号に掲げる職員で勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者、公務傷病等による休職者（一般職員給与条例第38条第１項及び市町村立学校職員給与条例第40条第１項の規定を受ける職員をいう。以下同じ。）、私傷病等による休職者（一般職員給与条例第38条第２項及び第３項並びに市町村立学校職員給与条例第40条第２項及び第３項の規定を受ける職員をいう。以下同じ。）であつた期間については、前項の規定にかかわらず、除算は行なわない。
第７条　基準日以前６箇月以内の期間において、次の各号に掲げる者が一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員となつた場合（第４号及び第５号に掲げる者にあつては、引き続き一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員となつた場合に限る。）は、その期間内においてそれらの者として在職した期間（非常勤職員として在職した期間にあつては、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員又は勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者その他委員会の定める者として在職した期間に限る。）は、前条第１項の在職期間に算入する。	**第７条**　基準日以前６箇月以内の期間において、次の各号に掲げる者が一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員となつた場合（第４号及び第５号に掲げる者にあつては、引き続き一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員となつた場合に限る。）は、その期間内においてそれらの者として在職した期間（非常勤職員として在職した期間にあつては、短時間勤務職員又は勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者その他委員会の定める者として在職した期間に限る。）は、前条第１項の在職期間に算入する。
(1)～(6)　（略）	(1)～(6)　（略）
２　（略）	２　（略）
（勤勉手当に係る勤務期間）	（勤勉手当に係る勤務期間）
第12条　前条に規定する勤務期間は、一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。	**第12条**　前条に規定する勤務期間は、一般職員給与条例及び市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。
２　前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。	２　前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。
(1)～(11)　（略）	(1)～(11)　（略）
(12)　法第26条の３第１項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間	
(13)　（略）	(12)　（略）
（勤勉手当の成績率）	（勤勉手当の成績率）
第14条　成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。	**第14条**　成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。
(1)　定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　100分の195（一般職員給与条例第25条第２項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分	(1)　法第28条の４第１項、第28条の５第１項又は第28条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）以外の職員　100分の205（一

の235） (2) 定年前再任用短時間勤務職員　100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）	般職員給与条例第25条第２項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の245） (2) 再任用職員　100分の100（特定幹部職員にあつては、100分の120）

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（暫定再任用職員に関する経過措置）

2　職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和４年条例第31号。次項において「令和４年改正条例」という。）附則第５条第１項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、法第22条の４第１項の規定により採用された職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）第３条、第５条及び第７条第１項の規定を適用する。

3　令和４年改正条例附則第３条第４項に規定する暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第14条の規定を適用する。